

精神発達調査について
(実施要領第 20 項第 3 号)

○ 目 的

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露したと認められ、精神遅滞が継続している者について、より綿密な病態やその経過の把握等を行う。

○ 対 象

小児期にジフェニルアルシン酸にばく露し、精神遅滞がみられたものであって、検討会の意見を聴いて調査の必要があると認められる者

○ 実施主体

茨城県

○ 調査内容（現行）

・精神発達調査票

月 1 回、家族が記入し提出

・精神発達状態報告票

年 1 回、医師が記入し提出